



報道発表資料

買え買え詐欺注意報 No.4

平成 25 年 9 月 12 日
独立行政法人国民生活センター

ダイヤモンドの買え買え詐欺にご注意！
—トラブルにあった人の 9 割は高齢者—

買え買え詐欺は、対象となる商品が次々に変わり、またそのセールストークや手口も巧妙化しています。

最近では、未公開株や怪しい社債、事業への出資など投資に関連したものだけではなく、ダイヤモンドの買え買え詐欺に関する相談が高齢者を中心に寄せられています。

1. 相談事例

【事例 1】後で買い取るので代わりにダイヤモンドを購入してほしいと勧誘する業者

自宅にA社からダイヤモンド購入の勧誘パンフレットの入った封筒が送られてきたが、興味が無いのでそのまま放置していた。その後、B社から「A社から封筒が届いているか」と電話があり「限られた人にしか送られていないパンフレットだ。後で買い取るので自分の代わりにA社からダイヤを購入してくれ」と頼まれた。とてもやさしくよい人だと感じたので役に立てるならと承諾した。自分でA社に電話し口頭で購入を申し込んだ。1,900万円を1週間後に払うことにして50万円を宅配便でA社に送った。その後A社から荷物が送られてきたが、開封していない。B社からは、荷物を受け取りに行くと連絡があったが来ない。どうしたらよいか。

(2013年6月受付 契約当事者：80歳代 女性 鹿児島県)

【事例 2】あなたしか買えないダイヤモンドと勧誘する業者

「ダイヤモンドの会社から封筒が送られてきていないか」とC社から電話があり、「あなたしか買えないダイヤモンドなので、代わりに買ってくれたら倍額で買う」と提案された。しばらくして、ダイヤモンドの会社D社から電話があり、150万円分購入することにした。150万円の現金を、指示された通り宅配便で品名に「金属類」と書いて送った。その後、最初に電話をかけてきたC社から「さらに100万円分上乘せしてほしい」との電話があり、娘にお金を借りに行ったところ、「だまされている」と言われた。後日、宅配便でダイヤモンド3石が送られてきたので、質屋で見てもらったが「値がつくものではない」と言われた。大金を出してしまって後悔している。お金を取り返したい。

(2013年4月受付 契約当事者：80歳代 女性 家事従事者 神奈川県)

【事例 3】あなたの代わりにダイヤモンドを買ったと勧誘する業者

突然電話で、「市内の限られた人に電話しており、ダイヤモンドを資産として持ってい

れば損はない」とダイヤモンドの購入を勧められたが、不要であると断った。しかし、「あなたの購入権利枠で当社があなたの代わりに既に1,000万円支払った」と言われた。代わりに支払ったとはどういうことか尋ねたが電話が切れた。今後、請求などがこないか不安だ。受話器の向こうでは大勢の話し声がしていた。

(2013年4月受付 契約当事者：50歳代 女性 給与生活者 長野県)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる勧誘の電話は、すぐに切りましょう

買え買え詐欺では、パンフレットが送られてきた後に、別の会社から「パンフレットが届いていないか」「代わりに申し込んでほしい」「名義を貸してほしい」「あなたの名前で買った」などの電話があります。勧誘の電話を受けた際に話を長く聞いてしまうと、断るタイミングを失い、電話を切りづらくなりますので、「興味ありません」「お断りします」と言って早めにキッパリと断りましょう。特に過去に被害にあった方は、同様の勧誘を受ける可能性が高いので注意してください。少しでも不安や恐怖を感じたらすぐに警察署や消費生活センターへ相談してください。

一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。

(2) 業者とやりとりしてしまっても、絶対にお金を払わずに周囲の人や消費生活センターに相談しましょう

業者の話や送られてくるパンフレットの記載をうのみにせず、お金を支払う前に必ず周囲の方や消費生活センターに相談してください。実際にダイヤモンドが買い取られた事例は一件も確認できていません。また、業者が現金を宅配便で送付するよう指示すること自体、一般の取引ではありえません^注。

(3) 日頃から家族や身近な人による高齢者への見守りが大切です

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止や被害拡大の防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子や居室、居宅の変化などに気をつける必要があります。

3. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

内閣府 消費者委員会事務局

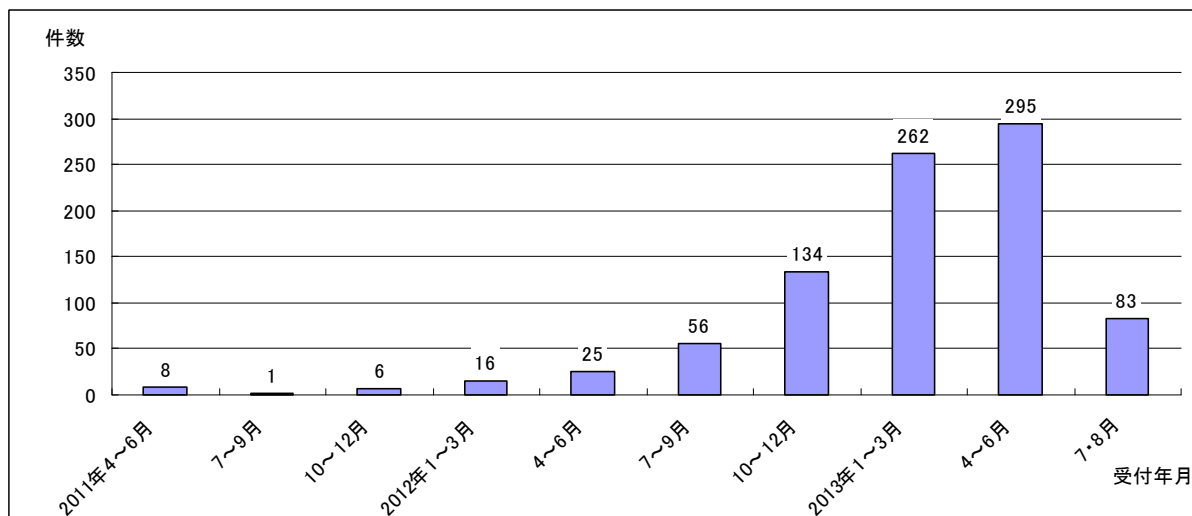
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官

警察庁 刑事局 捜査第二課

^注 お金を送る場合、郵便法上は「書留」で送ることが義務付けられている。運送会社各社の約款でも現金や小切手等は運送の引受を拒絶することのあるものと定めている。

(参考)ダイヤモンド等の買え買え詐欺に関する相談件数等

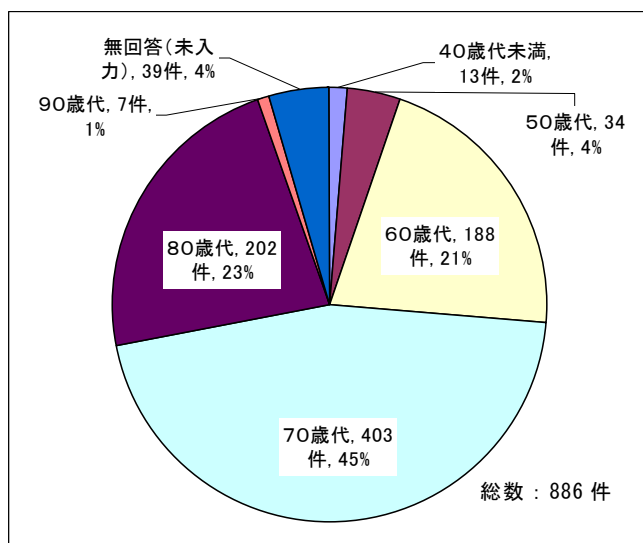
ダイヤモンドの原石等の買え買え詐欺に関する相談件数は、2012年下期から急増している。現在までに寄せられた相談件数は886件である。



(2013年8月15日までのPIO-NET登録分。件数は本件のために2009年度以降について特別に精査したもの)

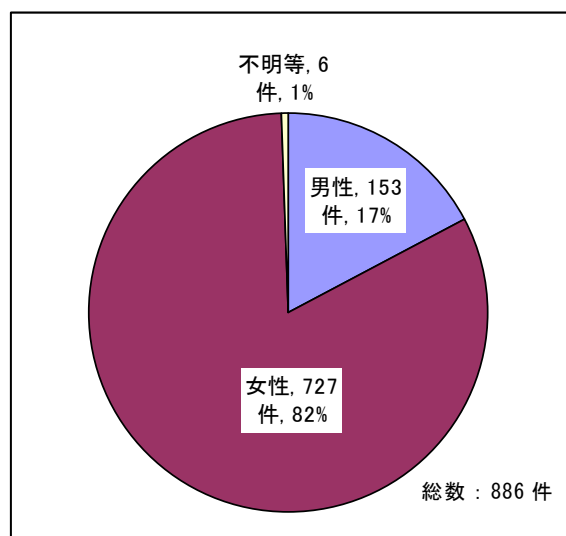
<契約当事者の年代>

契約当事者の9割が高齢者（60歳以上）。



<契約当事者の性別>

女性が8割以上。



<既支払い金額の分布>

既に支払いをしている件数は134件で、その平均既支払い金額は約560万円。

